アパート管理者 殿アパートオーナー 殿

廃棄物減量等推進員/川間台自治会長 矢野 博(電話 090-7840-7865)

ごみステーション/資源排出場管理について

前略 日頃は、川間台自治会区域における環境美化活動にご協力頂き、有難うございます。

さて、川間台自治会は、令和4年8月、野田市から、環境美化区域として登録されました。標記に関し、川間台自治会では、区域内の環境美化を目的に、行政の指導を頂き、ごみステーション/資源排出場の利用については、利用者を登録し、利用者による管理ルール(当番制)を定め、令和3年7月から実施しています。しかしながら、利用者登録されていないと思われる方からのルール違反ごみの排出が継続しています。(添付写真、ご参考方)

利用者(自治会員)の方から、アパート居住者と思える方が利用者登録をせず、ルール違反ごみを排出しているようなので困っているとの情報が多数寄せられています。

つきましては、川間台自治会区域の環境美化を推進する為、アパート居住者の利用者の方にも、ごみステーションの管理ルール(別紙)を平等に適用させて頂くことにしました。(資源回収も同様です)

しかしながら、一般的に、アパート居住者の方は、短期間居住者が多く、当番日を定めても、対応できない方もいらっしゃると推測されますので、その場合は、居住者数に見合った世帯数を管理会社またはオーナー殿に代行して頂くことにさせて頂きました。

- 居住者数については、現時点とさせて頂きます。居住者数の見直しは、年度末1回とさせて頂きますので、増減のあった場合は、3月31日までに、推進員までご連絡下さい。
- 当番にご協力頂ける場合は、後日、当番表を配布させて頂きます。

また、諸事情により、当番の対応が出来ない場合は、下記金額を自治会に納めることもでも結構です。

- ① ごみステーションを利用する場合 ☞ 200円/月(年間2、400円)/居住世帯
- ② 資源回収場を利用する場合 100円/月(年間1,200円)/居住世帯
- ※納付は、年度初め(4月)に、当年度利用料を一括して、振込または持参して頂きます。
- ※利用料を納付しても、行政の定めたルールを厳守し、排出することは当然です。

つきましては、自治会との覚書を作成し、両者で保管し、協力し、区域の環境美化を維持したいと思いますので、添付、覚書にご記入方、お願いします。 月 日以降に、回収にお伺いしますので、お手数ですが、ご協力方、宜しくお願いします。

覚 書

川間台自治会区域の環境美化を維持することを目的に、川間台自治会とアパート管理者(オーナー)間で、下記取り決めを行いました。その証として、本覚書を作成し、両者で各1部を保管することとする。

なお、いずれから、本覚書の改訂を希望する場合は、相手側に、その旨を連絡するとともに、両者で協議 し、合意後、覚書を改訂するものとする。

記 ① アパート名称 ② ごみステーションの利用(該当する方にチェックを入れて下さい) □ 利用する(利用場所:) □ 利用しない ③ 資源回収場所(該当する方にチェックを入れて下さい)) □ 利用する(利用場所: □ 利用しない ④ ごみステーションの当番(該当する方にチェックを入れて下さい) □ 当番をする(当番世帯数: □ 当番をしない。利用料を支払う(当該世帯数: 世帯) ⑤ 資源回収場所(該当する方にチェックを入れて下さい) □ 当番をする(当番世帯数: 世帯) □ 当番をしない。利用料を支払う(当該世帯数: 世帯) 上記内容にて、合意する。 令和4年 月 日 アパート管理会社(オーナー) 廃棄物減量等推進員(川間台自治会) 印 印

(管理会社・オーナー合意後、いずれかが署名)

















上記写真は、今年発生した一例ですが、特に、顕著な傾向として、アパート住民が退去する際、一括排出するケースが増加しているのではないかと推測しています。

